

## 変更許可について（法人診療所）

平成 27 年 3 月 3 日改正

### 病院・診療所・助産所開設許可事項変更許可申請

- ◆変更を予定している日以前に申請を行い（事前申請）、許可を得る必要があります。なお、許可には日数を要しますので、事前に保健所へ相談して下さい。
- ◆下記事項を変更しようとする場合に当該申請が必要になります。
  - ①（非医師開設の場合）開設の目的及び維持の方法
  - ②従業員の定員
  - ③敷地の面積及び平面図
  - ④建物の構造概要及び平面図（用途変更を含む）
  - ⑤（歯科医業を行う場合）歯科技工室の構造設備の概要
  - ⑥病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数
    - ※病室の病床数を減少させようとする場合を除く
    - ※病床数の増加については、沖縄県医療計画との関係から沖縄県医療審議会への諮問事項となるため、申請前に同審議会への審議が必要となります。（例えば、部屋の構造設備に変更がなく、ある病室の病床数が6床から4床に減少し（4人部屋）、診療所全体の病床数も2床減となる場合には、当該許可は必要なく、変更届が必要です）
    - ※総病床数に変更はないが、各病室の病床数を組み替える場合や、病室を廃止して他の用途に変更する場合（病床数が減少する場合を含む）等については構造設備（用途変更）や平面図の変更になるため、③や④に該当します。
  - ⑦病床の種別

【根拠法令】 医療法第7条第2項、施行規則第1条の14第3項

#### 【必要書類】

- (1) 病院・診療所・助産所開設許可事項変更許可申請書（第6号様式）
- (2) 変更内容明細書（変更前・後）

#### 【添付書類】

- ①開設の目的及び維持の方法
  - ・開設者に係る定款、寄附行為又は条例の写し（変更前・後）
- ②従業員の定員
  - ・前年1年間の一日平均外来患者数及び外来処方せん取扱数並びに前年1年間の病床種別ごとの一日平均入院患者数（増床及び病床種別の変更等で実績がない場合には見込み数を記載）
- ③敷地の面積及び平面図
  - ・新旧の敷地平面図
  - ※それぞれ赤線等で明示し、面積を記載する

【那覇市保健所】

④建物の構造概要及び平面図

- ・新旧の建物平面図

※変更部分を赤線等で明示する。

※寸法、面積及び各室の用途を記載する。また、病室にあっては、病床種別及び病床数を記載すること。

- ・（必要な場合）廊下及び階段の構造概要
- ・（必要な場合）変更に係る各病室の概要

⑤歯科技工室の構造設備概要

- ・歯科技工室の構造設備概要

⑥病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数

- ・新旧の建物平面図
- ・変更した病室に係る変更後の各病室の概要

⑦病床の種別

- ・各病室の病床種別一覧